

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 4 4 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 4 4 条第 2 項により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 6 日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 1 1 号

対象土地 兵庫県明石市二見町福里字池之下 5 8 4 番 2

兵庫県明石市二見町福里字池之下 5 8 5 番 9

手続番号 令和 7 年第 1 1 2 号

対象土地 兵庫県明石市二見町福里字池之下 5 8 4 番 2

兵庫県明石市二見町福里字池之下 5 8 4 番 1

手続番号 令和 7 年第 1 1 3 号

対象土地 兵庫県明石市二見町福里字池之下 5 8 4 番 2

兵庫県明石市二見町福里字池之下 5 8 4 番 6

手続番号 令和7年第114号

対象土地 兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2

兵庫県明石市二見町福里字池之下584番22

手続番号 令和7年第115号

対象土地 兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2

兵庫県明石市二見町福里字池之下584番18

手続番号 令和8年第69号

対象土地 兵庫県明石市二見町福里字池之下584番2

兵庫県明石市二見町福里字池之下584番4

2 関係人の氏名

大年神社

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定をした旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。